「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」の項目案

第2期基本計画項目案	(参考)第1期基本計画項目
第1 はじめに	第1 はじめに
(1)法律成立までの背景や <u>これまでの</u> 経緯	(1)法律成立までの背景や経緯
(2)基本計画の位置づけ	(2)基本計画の位置づけ
(3)障害者による文化芸術活動の推進に当 たっての意義と課題	(3)障害者による文化芸術活動の推進に当 たっての意義と課題
第2 基本的な方針	第2 基本的な方針
[変更なし]	視点1)障害者による文化芸術活動の幅広い促 進
	視点2)障害者による芸術上価値が高い作品等 の創造に対する支援の強化
	視点3)地域における,障害者の作品等の発表, 交流の促進による,心豊かに暮らすこと のできる住みよい地域社会の実現
第3 第2期の基本計画期間における施策の基	<u>[新設]</u>
<u>本的な考え方</u>	
<目標イメージ>	
・障害者による幅広い文化芸術活動の更な る促進・展開	
・障害者が文化芸術に親しみ、様々な活動 に参加する機会の充実	
・地域における推進体制の構築	
※目標ごとに進捗を管理するための指標を 設定	
<u>第4</u> 施策の方向性	<u>第3</u> 施策の方向性
[変更なし]	(1)鑑賞の機会の拡大
	(2)創造の機会の拡大
	(3)作品等の発表の機会の確保
	(4)芸術上価値が高い作品等の評価等
	(5)権利保護の推進
	(6)芸術上価値が高い作品等の販売等に係る 支援
	(7)文化芸術活動を通じた交流の促進
	(8)相談体制の整備等
	(9)人材の育成等
	 (10) 情報の収集等
	 (11) 関係者の連携協力
<u>第5</u> おわりに	<u>第4</u> おわりに